

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
新病院建設における医療コンサルティング役務（血液製剤の確保等態勢強化に伴う見直し）	福病C-衛-T-112	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	令和 8年 1月16日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊福岡病院

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、血液製剤の確保等態勢の強化に伴う図面等見直しに関する新病院建設における医療コンサルティング役務（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

現病院

建替前の自衛隊福岡病院をいう。

1.2.2

新病院

建替後の自衛隊福岡病院をいう。

1.2.3

実施設計

令和2年3月に完了した新病院の建築平面詳細図，天井伏図，展開図，立面図，外構図等の設計図をいう。

1.2.4

総合図

実施設計に基づき，令和8年度に設備工事業者等が作成する建築，電気，機械，医療機器などの関連する工事（設計）内容を一枚の図面にしたものをいう。

1.2.5

血液製剤の確保等態勢の強化

実施設計を前提とし，防衛省・自衛隊における血液事業における役割を担うために血液製剤の確保及びその保管・管理のための医療機器の設置等の態勢を強化することをいう。

1.2.6

医療機器等

医療機器及びレイアウトに影響する，じゅう（什）器をいう。

1.2.7

設備

電気，医療ガス供給，給水，排水，空調，情報システムなどの設備をいう。

1.2.8

重設備

設置に特別な工事や専門知識を要する医療機器（手術室，中央材料室，救急，透析，内視鏡，歯科，製剤に関する医療機器），放射線機器（MRI，CT，一般X線撮影，核医学，マンモグラフィ，結石破碎装置，X線TV・血管撮影に関する医療機器）・検査機器（検体，細菌，病理，採血，剖検に関する医療機器）及び設備をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

1.3.2 関連文書

健康保険法（大正11年法律第70号）

医療法（昭和23年法律第205号）

医療法施行令（昭和23年政令第326号）

消防法（昭和23年法律第186号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

水道法（昭和32年法律第177号）

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和31年厚生省令第22号）

水道法施行令（昭和32年政令第336号）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）

薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

採血の業務の管理及び構造設備に関する基準（平成15年厚生労働省令第118号）

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

病院設備設計ガイドライン（2022年）

国家安全保障戦略について（令和4年12月16日 閣議決定）

国家防衛戦略（令和4年12月16日 閣議決定）

防衛力整備計画について（令和4年12月16日 閣議決定）

防衛省・自衛隊の戦傷医療における輸血に関する検討会提言書（令和6年2月）

防衛省・自衛隊の戦傷医療における輸血に関する検討会概要（令和6年1月）

令和7年度版 防衛白書

地方公共団体条例

自衛隊福岡病院が届出している施設基準

2 役務に関する要求

2.1 役務の背景及び目的

2.1.1 背景

自衛隊福岡病院は令和2年3月に新病院の実施設計が終了、令和7年4月から本体工事が開始されている。（新病院の建物概要は、表1による。）令和6年度に自衛隊福岡病院は防衛省・自衛隊における血液事業において新たな役割が付与され、血液製剤の確保等態勢の強化に伴う医療機器を新たに設置することになった。このため、実施設計時に予定していた新病院における医療機器等の配置と当初予定された設備の配置及び病院の運用に影響を及ぼすことから、これらの見直し及び各種法令等の適用確認を実施する必要があるが生じている。役務による見直し成果は、令和8年度の総合図作成時に九州防衛局等へ意見を提出するものである。

表1－建物概要

建物名称	構造・規模	建物面積	延床面積	病床数	診療科
病院本館	SRC-7 ／地下SRC-1	3 580.25 m ²	25 974.56 m ²	200床	16診療科

2.1.2 目的

自衛隊福岡病院が防衛省・自衛隊における血液事業において役割を担うに当たり、九州防衛局等へ新病院の実施設計に基づき作成される総合図に対する意見を提出するための役務を行うことを目的とする。

2.2 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、役務の履行に当たり、この仕様書の各要素を満たさなければならない。
- b) 契約の相手方は、役務の履行に係る官側との連絡調整及び契約の相手方が行う業務全般を統括する者（事業管理者）を定め、官側に通知する。
- c) 契約の相手方は、官側から貸与された資料がある場合、その取扱いに関して官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却する。
- d) 契約の相手方は、役務で利用するパソコンなどについて、ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を最新に維持したものを使用する、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェアなど）をインストールしたものを使用してはならない。また、役員が個人で所有しているパソコンなどを使用してはならない。
- e) パソコンなどへ保存する業務関係書類のデータは、その内容についてあらかじめ事業管理者の了解を得る。

なお、業務関係書類は、契約の相手方が役務によって作成する全ての書類とする。

- f) 契約の相手方は、官側から情報提供の依頼を受けた場合、速やかに情報提供を行う。
- g) IT利用装備品等サプライチェーン・リスクに関する要求は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 役務期間

役務期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

2.4 役務実施場所

役務実施場所は、自衛隊福岡病院（福岡県春日市小倉東1-61）、契約の相手方の施設内及び官側の指定する場所とする。

2.5 役務実施計画書の作成

契約の相手方は、役務を実施するために必要な作業を洗い出した上で、契約後速やかに役務実施計画書を作成し、官側と協議の上、提出する。

2.6 事業管理

- a) 契約の相手方は、業務の全般調整及び円滑な実施のために事業管理者を定め、その事業管理者は、官側の承認を受けた役務実施計画書に基づき、事業管理を実施する。
- b) 契約の相手方は、官側の質問、資料の提示の求めに応じ、進捗状況、課題について、書面などを用いて官側に回答・報告する。

2.7 役務内容等

2.7.1 医療機器等基本調査

医療機器等基本調査は、次による。

- a) 官側が作成する現有医療機器等リスト（今後導入予定の医療機器等含む。）の作成を支援する。
- b) 現有医療機器等リスト（今後導入予定の医療機器等含む。）に基づき、現有品を管理するための標示の作成を支援する。
- c) 現況把握は、次による。
 - 1) 官側が提供する資料によって、血液製剤の確保等態勢強化に伴い導入予定の医療機器及びその配置に関する官側の案を把握する。
 - 2) 官側が提供する資料の実施設計に関する資料及び現有医療機器等リスト（今後導入予定の医療機器等含む。）にて、現病院の状況を把握する。
- d) 現有品調査は、現況把握後に契約の相手方が更に把握が必要と判断した医療機器等の現有品を官側と協議し、調査を実施する。このとき、調査結果を官側に提供する。

2.7.2 医療機器等整備計画作成支援

医療機器等整備計画作成支援は、次による。

- a) 医療機器等基本調査の結果及び令和2年度令和7年度までの官側の医療機器等の配置に関する検討内容（特に、血液製剤の確保等態勢強化に関する事項）を確認し、血液製剤の確保等態勢強化に伴う医療機器、新病院の地下1階から地上7階の重設備及び官側と協議した医療機器や設備に関して、官側の関係部門と対面でヒアリングを行う。所要期間は、2週間を標準とする。
- b) 官側の関係部門とのヒアリングの結果、必要と判断された部門には再度ヒアリングを行う。
- c) 官側の関係部門から、医療機器等の更新・新規購入予定に関する要望理由、部門内優先順位、要望メーカー、型式などを確認する。
- d) a)～c)の結果を元に、医療機器等整備リスト（マスターリスト）（**図1**）を作成する。

2.7.3 設備関連支援

設備関連支援は、次による。

- a) 医療機器等基本調査及び医療機器等整備計画作成支援の結果から、官側と協議の上、実施設計に基づき、新病院の地下1階から地上7階に関する医療機器等レイアウト図・設備プロット図（**図2**）の作成を行う。
- b) 医療機器等レイアウト図・設備プロット図（**図2**）の作成は実施設計の図面にCADソフトを使用してプロットし、医療機器の整備の見地から、レイアウト、設置スペース、配管、排水の接続、搬入経路などを確認する。このとき、各種法令を適用する。
- c) 特殊設備が必要な医療機器は、設備諸元資料を収集し、取りまとめを行う。

- d) 医療機器等整備リスト（マスターリスト）（**図1**）及び**c**）を元に、建築・設備条件資料（設備諸元リスト）（**図3**）及び工事区分表（**図4**）の作成を行う。

2.7.4 対面によるコンサルティング等

- a) 契約の相手方は、対面によるコンサルティング、調整会議への参加、会議資料及び議事録の作成を行う。
- b) 官側が1週間に1回を標準として実施する調整会議に事業管理者や官側の質問や確認に対して回答可能な人員を参加させる。
- c) 契約相手方は、調整会議で医療機器等整備計画作成支援及び設備関連支援の進捗状況及び提出書類の内容を説明する。

2.7.5 その他

役務内容の関連業務の追加などの役務内容に変更が生じた場合は、官側と協議して決定する。

2.8 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1 a), b)及びd)による。

2.9 その他の要求事項

その他の要求事項は、次による。

- a) 役務を遅延なく実施するため、必要な人員を確保する。
- b) 業務従事者は、役務に必要な医療機器の知識をもつ。
- c) 業務従事者は、役務内容を理解し、資料の作成が可能とする。

3 品質保証

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2によるほか、次による。

- a) **監督** 監督は、次による。
 - 1) 契約の相手方は、提出書類の提出時、監督官の確認を受ける。
 - 2) 対面による役務の結果報告及び契約担当官等が定める監督実施要領によって行う。
- b) **検査** 検査は、次による。
 - 1) 契約の相手方が提出した提出資料を審査し、判定を行う。
 - 2) 対面による役務の結果報告及び契約担当官等が定める検査実施要領によって行う。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

無償貸付品は、次による。

- a) 契約の相手方は、役務の実施に必要とする資料で官側が貸付可能な資料は、GLT-CG-Z000001の**箇条5**によって無償で借受け又は閲覧が可能とする。
- b) 契約後、官側が保有する実施設計に関する資料、現有医療機器等リスト及び検討資料を提示する。

4.2 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 契約の相手方は、**表2**の提出書類を官側に提出しなければならない。また、提出書類を電子記憶媒体で提出する場合は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施する。（事前の調整に

よって、PDF化したデータの電子メール送信による提出でもよい。)

表2-提出書類

名称	提出時期	数量	提出先	様式
役務実施計画書 ^{a)}	契約後1週間以内	一式 ^{b)}	自衛隊福岡 病院建替準 備室	様式随意
業務従事者名簿	契約後速やかに。			
業務報告書（調整会議や業務の概要、配布資料、議事録など）	会議や業務実施後1週間以内			
月次作業報告書	報告対象となる作業月の翌月10日までとする。ただし、最終月の月次作業報告書は、3月31日までに提出する。			
医療機器等整備リスト（マスターリスト）	令和8年3月25日（水）			図1 ^{c)}
医療機器等レイアウト図・設備プロット図				図2 ^{c) d)}
建築・設備条件資料（設備条件リスト）				図3 ^{c)}
工事区分表		図4 ^{c)}		
注^{a)} 作業スケジュール、ヒアリング実施期間、調整会議日程などを標準とした主要結節を含む。 注^{b)} 提出部数は、紙媒体及び電子記憶媒体を各1部とし、電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。 注^{c)} 様式及び記載例は、図1～図4を標準とし、細部は、官側との調整による。 注^{d)} 官側がわかりやすい表現になるよう工夫する。				

b) 表2のほか、業務目的を達成するために必要な資料を提出する。

4.3 秘密保全

秘密保全は、次による。

なお、行政文書に係る管理要領（文書・データの接受、保管、削除）は、別途官側が示す要領を遵守しなければならない。

- a) 契約の相手方は、契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表を防衛省の許可なく行ってはならない。契約終了後も同様とする。
- b) 契約の履行に当たり、知り得た情報を漏えい又は他に転用してはならない。
- c) 契約の相手方は、パソコンなどを官側施設に持ち込む場合は、官側の指示に従わなければならない。

4.4 役務実施場所への立入り

役務実施場所への立入りは、GLT-CG-Z500002の6.2による。

4.5 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

4.6 官側の支援

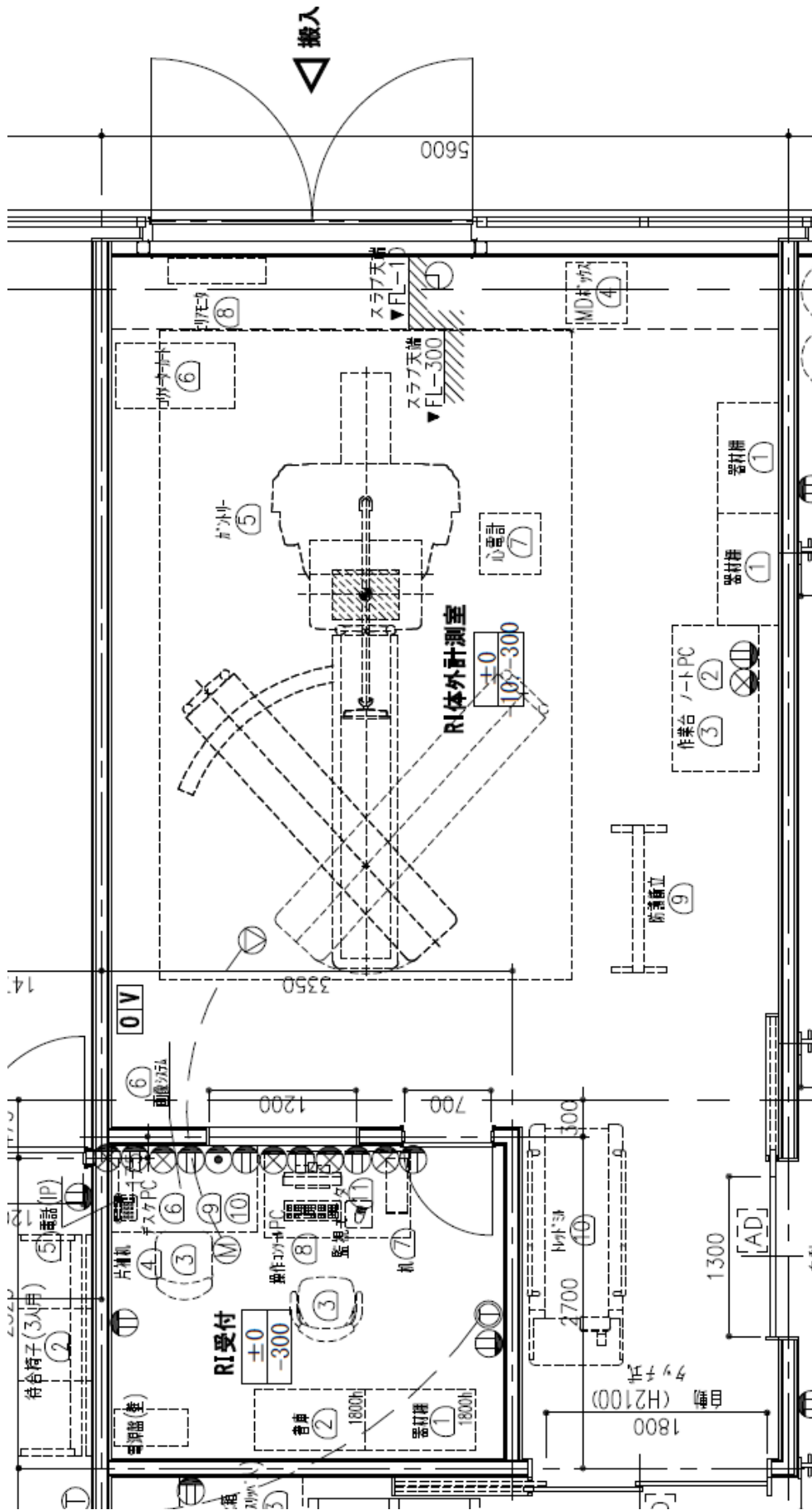
官側の支援は、GLT-CG-Z500002の7.3による。

4.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

階	部門	室名	移設可否	図面番号	機器等名称	メーカー名	規格型式	数量	定価金額	寸法(mm)			設備					
										幅	奥行	高さ	電気	給水	排水	空調	ガス	
<p>凡例 移設可否：「可」もしくは「否」を記載 設備：機器等に必要な設備欄に「○」を記載</p>																		

注記 図は、一例とする。
図1－医療機器等整備リスト（マスターリスト）



注記 図は、一例とする。

図2—医療機器等レイアウト図・設備プロット図

項目			候補メーカー	
			(メーカー名)	(メーカー名)
区分	条件	単位	(型式)	(型式)
建築	床下げ	mm		
	総重量 (装置)	kg		
	搬入重量	kg		
	搬入開口	mm (W×H)		
	天井高	mm		
	(必要な項目を追加)			
電気	電源			
	カメラ	有・無		
	メンテ	要・不要		
	(必要な項目を追加)			
空調	発熱量	w		
	個別空調	要・不要		
	温度	℃		
	湿度	%		
	(必要な項目を追加)			
給・排水	給水・冷却水	要・不要		
	ドレーン排水	要・不要		
	(必要な項目を追加)			

注記 図は、一例とする。

図3—建築・設備条件資料 (設備条件リスト)

項目	工事区分			
	建築	電気	空調	衛生
警報付保冷库 (輸血)				
同上用警報発報配線ルート (配管等)				
安全キャビネット等				
(必要な項目を追加)				
凡例				
工事区分：項目に記載のある医療機器等に該当する設備に「○」を記載				

注記 図は、一例とする。

図4—工事区分表